



ちばぎん 一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

第119期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月27日(金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階大ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

株主総会にご出席の株主さまへお配りするお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

株式会社 **千葉銀行**

証券コード：8331

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル化の進展や気候変動問題への意識の高まりに加え、物価上昇や人手不足の深刻化、世界情勢の変動などを背景に、社会構造や経済環境は大きく変化しています。また、これまで長らく続いてきた金融緩和の方針が見直され、金利が上昇する局面を迎えているなど、当行グループにとっても大きな転換期が訪れています。

地域のお客さまの抱える課題が多様化・複雑化するなか、当行グループは、パーパス「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」、ビジョン「地域に寄り添うエンゲージメントバンクグループ」の実現を目指しています。金融サービスを中心とした機能的価値に加えて、地域全体のDXやGXの推進をはじめとしたさまざまな取組みを通じて地域社会の課題解決に貢献し、社会的価値を提供することにより全てのステークホルダーの思いが実現できる明るい未来を創出してまいります。

今年度は、2023年4月より開始した第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」の最終年度となります。DXやAIを変革の手段として最高の顧客体験の創造に向けた取組みを着実に進めることにより、取組指針として掲げた「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を実現してまいります。個人のお客さまには「個人の総合コンサルタント」としてのさまざまなニーズにお応えするご提案を、法人のお客さまには「経営の補佐役」としての伴走支援を行っていくことを通じて地域のお客さまの真にお役に立ち、地域とともに成長し続ける銀行グループを目指してまいります。

今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

取締役頭取 グループCEO

米本 努



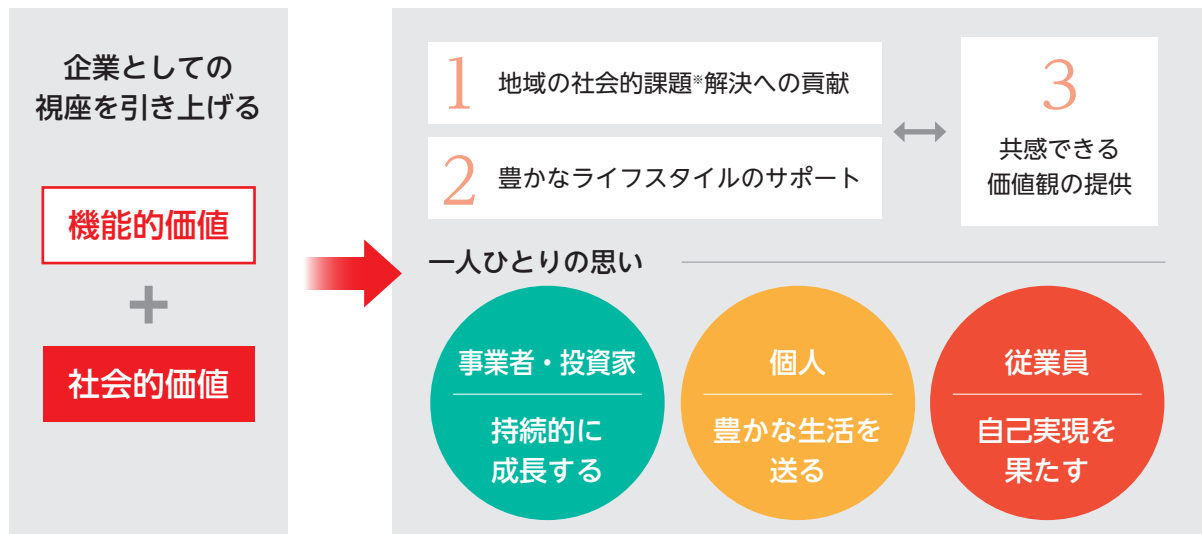
ちばぎんグループのパーパス・ビジョン

パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。

変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。



ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

■ エンゲージメントバンクグループ

お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供をつうじ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

株 主 各 位

千葉市中央区千葉港 1 番 2 号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 米本 努

第119期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.chibabank.co.jp/company/ir/shareholder/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスし、銘柄名に「千葉銀行」又は証券コードに「8331」をご入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	千葉市中央区千葉港 1 番 2 号 当行本店 3 階大ホール		
3 目 的 事 項	報告事項	(1) 第119期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件	
		(2) 第119期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	取締役9名選任の件
		第3号議案	監査役3名選任の件

議決権行使について

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



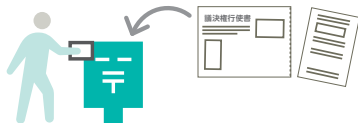
当行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後6時

詳細は次頁をご覧ください。

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後6時

株主総会ご出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時)

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条にもとづき、お送りする書面には記載しておりません。

したがって本書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

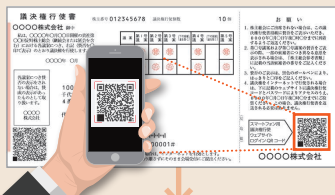
インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は下記記載のとおり同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

スマート行使[®]による方法 (スマートフォンをご利用する場合)



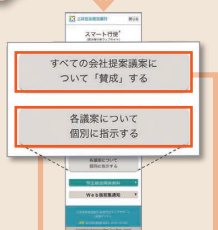
1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る。



2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

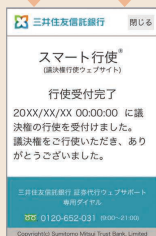
画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使ウェブサイトへアクセス (パソコン等をご利用する場合)

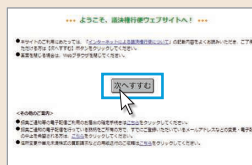


議決権行使 ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

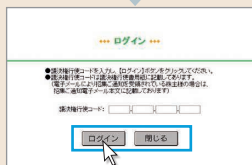
1 ウェブサイトへ アクセス

「次へすすむ」をクリック。



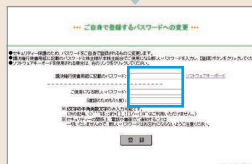
2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。



3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック。



ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください
ようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
【ウェブサポート専用ダイヤル】

0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

1 当行の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

①主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などを通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

②金融経済環境

国内経済 ▶ 当期のわが国経済をかえりみますと、物価上昇や欧米における高い金利水準などの影響を受けたものの、各種政策の効果による個人消費や雇用・所得環境などの改善を背景として、景気は緩やかに回復しています。ただし、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れや、米国による通商政策などの影響も懸念されるため、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

県内経済 ▶ 県内経済につきましては、物価上昇や人手不足の影響を受けつつも、観光や飲食などの対面サービス業の回復が続いているほか、百貨店の販売も底堅く推移し、緩やかな持ち直しが継続しています。また、今後も交通インフラ整備などの増加を背景とした建設需要などにより、県内経済は底堅く推移していくことが見込まれます。

金融情勢 ▶ 金融情勢をみますと、無担保コール翌日物金利は日本銀行による政策金利の引き上げにより、0.07%程度から期末には0.47%を超える水準まで上昇するとともに、長期国債の流通利回りも0.70%台から期末には1.50%前後まで上昇しました。また、日経平均株価は39,000円台から一時32,000円を下回る水準まで下落しましたが、期末にかけては35,000円台まで回復しました。

③事業の経過及び成果

関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み

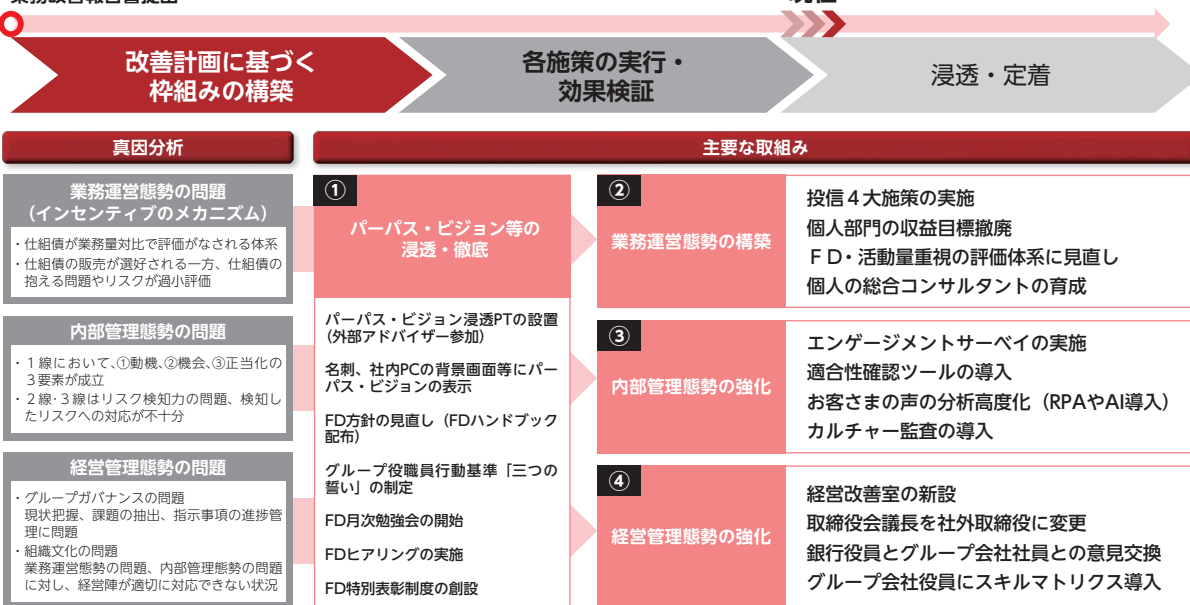
2023年6月23日、当行は、金融商品取引法第51条の2に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。また、ちばぎん証券株式会社は、金融商品取引法第51条に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売につき適合性原則に抵触する業務運営の状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。

当行及びちばぎん証券株式会社は、このような事態に至ったことを重く受け止め、根本的な原因分析を行ったうえで、2023年7月24日、関東財務局に対して再発防止策を含む業務改善報告書を提出しました。その後も、当該報告書に基づく業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況を四半期ごとに報告しています。

取組み全体の進捗状況としては、業績表彰制度の継続的な見直しや、営業店申告ベースでの目標設定と
いった業務運営態勢の高度化を図るとともに、苦情・要望等の分析高度化に向けたテキストマイニングツ
ールの導入、申告目標決定プロセスの検証及び表彰・賞与への影響に関するカルチャー監査の本格実施
等、改善計画に基づく各種施策を着実に進めています。その結果、全57施策のうち、システム開発を伴
う施策を含め、2025年3月末までに主要施策については計画通りに進捗し、実施が完了しています。ま
た、パーパス・ビジョンをしっかりと組織に浸透・定着させることが全ての問題点に共通する改善策と捉
え、パーパス・ビジョン浸透PT（プロジェクトチーム）を中心として、外部の知見も取り入れながら組
織横断的に浸透施策に取り組んでいます。あわせて、エンゲージメントサーベイやNPS®アンケートなど、
行内・行外向けのさまざまな調査・アンケート等を通じて効果検証も行っており、PDCAによる実効性向
上に努めました。

2023年7月24日
業務改善報告書提出

現在



なお、こうした業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況については、関東財務局への四半期ごとの報告にあわせ、ホームページで概要を開示しています。

今後も引き続き、業務改善報告書に基づく改善施策の着実な実行と、パーパス・ビジョンの浸透を通じた適切な業務運営態勢の構築並びに内部管理態勢及び経営管理態勢の強化により、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

※NPS®はベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、NICE Systems, Inc.の登録商標です。

中期経営計画への取組み

当行グループは、パーパス（存在意義）「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」及びビジョン（目指す姿）「地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ」の実現に向け、地域の社会的課題解決への貢献や、お客さまの豊かなライフスタイルのサポートといった社会的価値を提供することにより、グループ一丸となり取り組んでいます。

【パーパス・ビジョン】

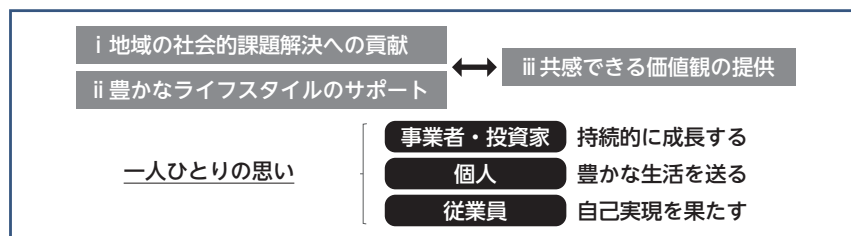
パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。
変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。

企業としての視座を引き上げる

機能的価値 + 社会的価値 →



※地域の社会的課題…少子高齢化、DX、GX、地方創生など、地域社会の持続性に関連する諸課題

ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

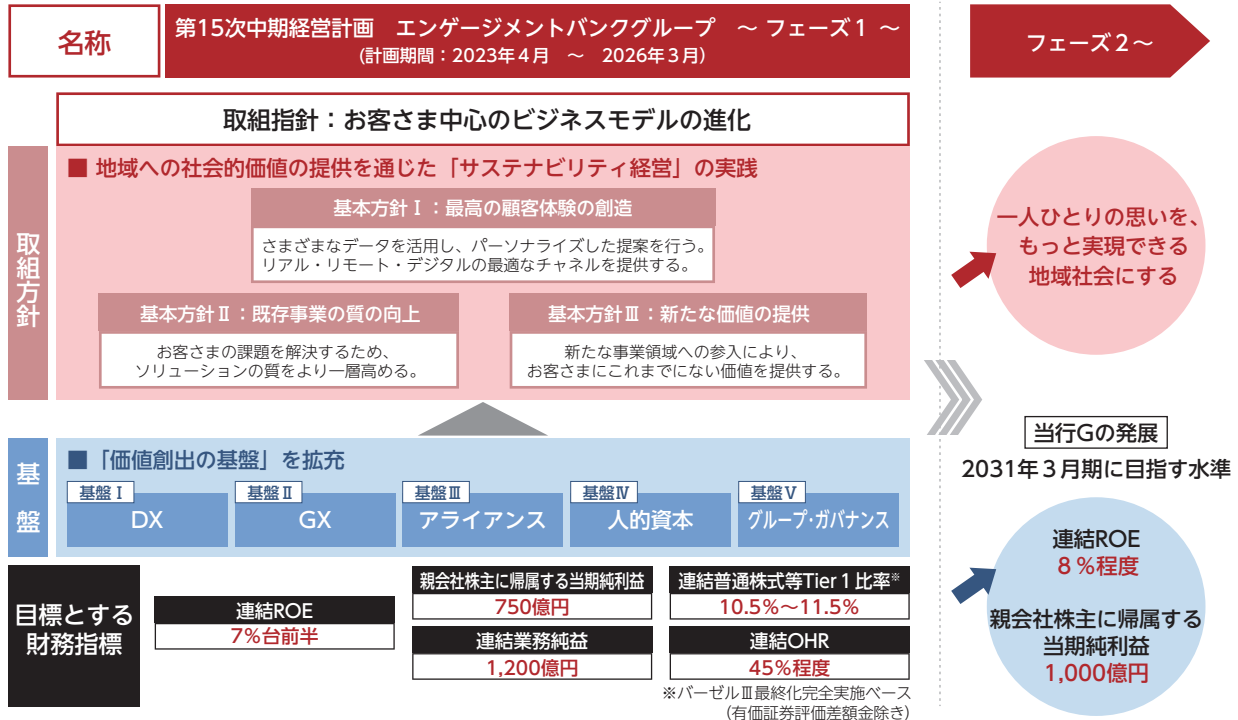
【エンゲージメントバンクグループ】

お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供を通じ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

パーパス・ビジョンを踏まえ、2023年4月から2026年3月までの3年間を計画期間とする第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」を策定しています。中期経営計画では、「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を取組指針とし、3つの基本方針として「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」を掲げています。また、それを支える「価値創出の基盤」として「DX」「GX」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」の5つを設定したうえで、それぞれの取組みを強化しました。

財務指標の目標としては、「連結ROE 7 % 台前半」「親会社株主に帰属する当期純利益750億円」「連結業務純益1,200億円」「連結Tier1比率10.5 %～11.5 %」「連結OHR45 %程度」の5つを掲げており、こうした目標の実現に向け各種施策に取り組みました。なお、2025年5月8日に開示しました決算短信の通り、2026年3月期における「親会社株主に帰属する当期純利益」は、850億円を予想しています。

【第15次中期経営計画の概要】



◇基本方針Ⅰ「最高の顧客体験の創造」

「最高の顧客体験の創造」を実現するため、お客さまのお取引や行動に関するデータの活用を強化し、お客さま1人ひとりに対するOne to Oneマーケティングを行うことにより、お客さまの潜在的なニーズに働きかける取組みを進めました。昨年1月にジョイントビジネスプランで合意したグーグル・クラウド・ジャパン合同会社とは、Google Cloudによるデータ解析技術の活用強化などにより、デジタルマーケティングのさらなる高度化を図りました。

また、リアル・リモート・デジタルのそれぞれのチャネルの整備を進めることにより、顧客体験の向上に努めました。

（リアルチャネル）

昨年4月に、長生・夷隅地域において、エリア内の店舗ネットワークを活用しながら、各支店長のノウハウの共有や地域情報の集約を図ることにより、お客さまにさらに質の高いサービスを提供するため、「茂原エリア営業部」を新設したほか、今年3月には、既存店舗の老朽化に対応するため、「成東支店」を、高い省エネルギー性能を備えつつBCP（業務継続体制）にも対応する仕様として新築移転しました。また、千葉県に隣接する成長地域での営業活動を強化するため、昨年6月に「新宿西法人営業所」、今年3月に「京橋法人営業所」を新設しました。さらに、アジア太平洋地域におけるお客さまの海外進出、現地サポート体制を強化するため、今年1月に34年ぶりの海外新規出店となる「シンガポール支店」を新設しました。

（リモートチャネル）

リモートチャネルでは、組織横断的な議論を深めながら、インフラの整備や態勢整備に向けた準備を進めたほか、相続手続きを貴重な接触機会と捉え、これを起点としてお客さまへのサービス範囲をさらに拡充するため、相続オフィスのリモート担当者による「口座開設の案内」「ちばぎんアプリの案内」「遺産整理業務の受付」などを試行し、お客さまの豊かなライフスタイルの実現に向けた検討を進めました。

（デジタルチャネル）

お取引の起点となる「ちばぎんアプリ」では、お客さまのニーズにお応えする多彩な機能を追加することにより、昨年5月に累計口座登録数100万口座を達成しました。また、顧客体験の向上を実現するため、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用した本人確認機能や、マネーレポート機能を提供するパーソナライズ・レコメンデーションサービス「Moneythor（マネーソー）」を導入したほか、ちばぎん商店株式会社が運営する通販サイト「C-VALUEショッピング」の機能を追加しました。

事業者と当行をつなぐあらゆるサービスのハブを目指す「ちばぎんビジネスポータル」では、お客さまのさらなる利便性向上を図るため、「残高証明書の電子発行申込機能」や「各種帳票一覧照会機能」などを追加しました。

◇基本方針Ⅱ「既存事業の質の向上」

さまざまな環境変化により、個人の価値観・行動の変化や顕在化した事業者の経営課題に対応するため、既存業務を深掘りし、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

業績表彰制度においては、お客さまの最善の利益を追求する取り組みやお客さまと面談する活動を重視した評価体系に見直したほか、法人・個人ビジネスのさらなる高度化を図るため、頭取を委員長とした「個人営業高度化委員会」「法人営業高度化委員会」を新設しました。また、本部組織の見直しにより、営業統括部及びローン営業部の企画機能を強化するなど、営業態勢の高度化に向けた準備を進めました。

（個人ビジネス）

個人のお客さまに対しては、「個人の総合コンサルタント」として一人ひとりに寄り添い、ライフイベントに沿った最適なサービスの提供に努めました。

お客さまのロイヤリティ向上と当行の成長を両立し、Win-Winの関係を構築するため、さまざまなお取引から得られるデータを分析することにより、お客さまの解像度を高めたうえで、パーソナライズした提案を強化しました。

（法人ビジネス）

法人のお客さまに対しては、「経営の補佐役」として深度ある対話を継続し、真の経営課題を把握したうえで、円滑な資金対応や本業支援に努めました。

なかでも、DX・GXへの対応や、人材不足、事業承継など多様化する事業者の経営課題に対し、各種コンサルティングを一層高度化させるとともに、足元の金利環境の変化に合わせたきめ細かい適切なサポートを強化することにより、お客さまの期待を超える伴走支援に注力しました。

(地方創生)

房総半島を横断する小湊鐵道・いすみ鉄道沿線エリアの活性化を目的とした、千葉にまつわる新商品・サービス・イベントの実現をサポートする特別企画「房総横断鐵道 たすきプロジェクト」や、「銚子にぎわい漁師町活性協議会」が新たな観光コンテンツ創出に向けた実証事業「漁師町銚子を五感で感じる旅」のモニターツアーを支援しました。

また、国道357号上部空間活用によるにぎわい創出に向けた取組みとして、ちばぎん本店ビル前の国道上部空間において、バラエティ豊かなキッチンカーが出店するマルシェや子ども向け体験イベントを開催しました。

◇基本方針Ⅲ「新たな価値の提供」

将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

(エッジテクノロジー)

昨年12月に、既存の枠組みを超えるさまざまなシナジーを創出するため、AI分野に高い専門性を有するエッジテクノロジー株式会社を完全子会社化しました。地銀としては、非金融事業会社をTOBで買収した初の事例であり、お客さまへの「最高の顧客体験の創造」に向け、AIを活用したOne to Oneマーケティングのさらなる強化やAIソリューションの提供に取り組んだほか、当行グループ内においてはAI活用による業務改革にも注力しました。

(個人向けサービス：ちばぎん商店、オンアド)

地域商社として、新商品や新サービスなど千葉の新たな価値を提供するちばぎん商店株式会社では、運営するECサイト「C-VALUEショッピング」において、TSUBASAポイントとの連携を通じて、お客さまサービスのさらなる拡充を図りました。また、住宅購入ニーズのあるお客さまに対して住まい選びからサポートするなど、商流の川上に立つ提案を行うため、住宅関連サービス「ちばの住まいコンシェルジュ」への取組みを強化しました。

オンラインによる中立的なアドバイスに特化した金融コンサルティングサービスを提供する株式会社オンアドでは、お金に関する相談への対応力を強化するとともに、法人向けサービスへの取組みにも注力しました。

(法人向けサービス：広告、不動産ファンド、バイアウトファンド)

地域の事業者と地域内外の消費者をつなぎ、地域経済の活性化を後押しする広告事業では、順次チャネルの拡充に努めるとともに、広告コンサルティング分野においては株式会社オニオン新聞社との連携を図り、付加価値の高いソリューションの提供を強化しました。

地域やお客さまの多様化・高度化する不動産関連ニーズに対応する不動産ファンドでは、幕張新都心のランドマークである「ワールドビジネスガーデン」や、お客さまの保有不動産を裏付資産とした不動産私募ファンドへの投融資を行い、地域やお客さまの課題解決に貢献する取組みを進めました。

昨年9月に、地域企業の多様なエクイティニーズにお応えするため、バイアウトファンド（ちばエンゲージメント1号ファンド）を設立し、今年3月に1号案件に取り組みました。

（地域の課題解決への取組み：ひまわりグリーンエネルギー、フレッシュファームちば）

電力事業を展開するひまわりグリーンエネルギー株式会社では、君津市や銚子市において新たな発電所プロジェクトを開始するなど、当行グループ及び地域のカーボンニュートラルに向けた取組みを進めたほか、新たにFIT非化石証書の仲介事業を開始し、業務提携するソニー銀行株式会社の購入仲介に取り組みました。

農業事業を展開する株式会社フレッシュファームちばでは、当行グループとの連携を一層強化するとともに、地域の一次産業の課題解決力を高めるため、今年3月に子会社化しました。当行グループにおける一次産業の中核企業として、水産事業などの新たな事業領域への挑戦に向けた検討も進めました。

（次世代サービス：メタバース、NFT）

メタバースの活用では、国内銀行で初の試みとなるゲーミングプラットフォーム「Roblox」を活用した若年層向けコンテンツを公開したほか、NFTの活用では、アクアラインマラソンの完走証明書やちばざんカップの応援証を発行するなど、将来のビジネス化に向けた実証を進めました。

◇基盤Ⅰ「DX」

デジタル技術が進展するなかで、これまで以上に競争力を高めていくため、お客さまへのサービスや行内業務のデジタル化など、デジタル戦略部を中心としてグループ横断的な取組みを強化しました。また、頭取を委員長とする「デジタル推進委員会」において、さまざまな課題や対応策について、組織横断的な議論を深掘りすることにより、DXに関する取組みをさらに加速させました。

（AI活用）

昨年9月に、機械学習・ニューラルネットワーク・深層学習・生成AIといったAI技術活用の内製化と高度化を進めていくとともに、当行グループ内の知見を集約し有効活用するため、デジタル戦略部内に「AIソリューション室」を新設しました。さらに、エッジテクノロジー株式会社を当行グループに加えることにより、「お客さまとのデジタル接点」「当行グループの業務活動」「お客さまの業務活動」の各領域におけるAI技術の活用を通じて、顧客体験のさらなる向上に取り組みました。

（DX人材）

当行グループ全体でDX推進を担う人材を計画的に育成していくため、DX人材を「DX専門人材」「DXコア人材」「DXベース人材」の3つのレベルに分けて、それぞれに認定要件を設定した「DX認定制度」を導入しています。行内外の育成プログラムによりDXに関する専門スキルを高める「DXトレーニー」を継続的に実施することにより、DX人材の育成に努めました。

（業務効率化）

DXやAIを活用し、業務フローの見直しやRPAによる業務の自動化を通じて、業務量の削減を積極的に進めるとともに、事務の本部集約や店舗の軽量化など、業務効率化に向けた取組みを強化しました。

◇基盤Ⅱ「GX」

2030年度までにカーボンニュートラル達成を目指すことを目標に掲げ、グループ一体となって「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを進めています。

環境情報開示の世界的なシステムを運営するCDPが2024年に実施した気候変動調査においては、お客さまの脱炭素化をサポートするための取組みや、その情報開示の透明性が評価され、最高評価である「Aリスト」企業に選定されました。

また、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が公表した開示提言に賛同し「TNFD Adopter」に登録を行ったほか、市川市のカーボンニュートラル施策の核となる地域新電力会社「いちかわクリーンエネルギー株式会社」の設立に参画しました。

さらに、「ちばぎんSDGsリーダーズローン」を中心としたサステナブルファイナンスへの取組みなど、お客さまのサステナビリティ経営や脱炭素化に向けた支援にも注力しました。

◇基盤Ⅲ「アライアンス」

地域のお客さまに質の高い商品・サービスを提供していくため、既存概念に捉われることなく、他行や異業種との連携を進めることにより、経営の効率化を実現するとともに、新たなサービスや事業の創出を進めました。

（TSUBASAアライアンス）

広域かつ大規模な連携によるスケールメリットを活かしたトップライン向上やコスト削減、基幹系システムの更改など、さまざまな施策に取り組みました。

今年3月に、北洋銀行が「TSUBASA-AMLセンター株式会社」に加わり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策の強化に向けた取組みを進めました。また、昨年3月に効率的なシステム運用・業務プロセスの実現や、お客さま向けサービスの高度化等を目的として立ち上げた、「TSUBASA・じゅうだん会共同研究会」では、システム・サイバーセキュリティ分野をはじめ、幅広い共同施策に関する検討を進めました。

（千葉・武蔵野アライアンス）

「千葉・武蔵野アライアンス新5か年計画」に基づき、BCP対策での連携や人材交流に加え、バックオフィス業務の共通化・共同化に向けた取組みを加速させるとともに、ビジネスマッチングや共同セミナーの開催など、さまざまな連携施策に取り組みました。

（千葉・横浜パートナーシップ）

2024年5月に新たな5か年計画を策定し、法人・個人のお客さまへのソリューション提供機能を一段と強化するとともに、営業部門以外にも提携範囲を拡大し、両行の経営基盤の強化に向けたサステナビリティ分野における協業を進めました。

（ソニー銀行）

デジタル技術や商品・サービスの相互提供、テクノロジーの活用についての共同研究、さらに新商品・新サービスの創出に向けた取組みのほか、再生可能エネルギー分野や農業分野などのサステナビリティに関する活動においても連携を深めました。

（オニオン新聞社）

異業種連携においては、株式会社オニオン新聞社とともに、広告・デジタルマーケティングや、地域活性化に向けた取組みの高度化を進めました。

今年3月に、地域金融システムの継続性と、お客さまへのサービスの持続性を踏まえ、株式会社千葉興業銀行の株式の一部を取得しました。なお、今後については、同行と地域経済の発展及び企業価値向上の観点から、関係強化に向けた協議を進めていくことを予定しています。

◇基盤Ⅳ「人的資本」

高度な経営戦略を実現するにあたり、それを支える「人材」が最も重要な経営資本と捉え、個人の能力を最大限に発揮できる環境を整備するため、人的資本投資に積極的に取り組みました。

労働環境全般のさらなる改善などを通じてエンゲージメントの向上を図り、職員一人ひとりの思いを実現させる組織づくりを組織横断的に進めるため、頭取を委員長とする「エンゲージメント向上委員会」を新設しました。

また、さまざまな分野の外部企業へ積極的にトレーニーを派遣するとともに、企業内大学「ちばぎんアカデミー」の活用などにより人材育成の取組みを一層強化したほか、職員一人ひとりの働きに報いるため、ベースアップを含めた賃上げに加え、優秀な人材確保のための初任給引き上げも行いました。

さらに、働く職員にとって、より魅力ある人事制度を構築するため、専門職コースやグループ会社からの転籍制度の新設、55歳以降における処遇改善・登用拡大に向けた仕組みを整備することに加え、グループ間の人材交流を積極的に行うことにより、グループ全体のリソース最適化に向けた取組みを強化しました。このほか、人材戦略のさらなる高度化を図るため、職員一人ひとりに最適な育成施策を実施するとともに、人材ポートフォリオの最適化に向けた検討を進めました。

エンゲージメントサーベイや各種アンケート等の実施を通じて、「職員の声」を幅広く吸収し、執務環境の改善に向けた取組みを進めたほか、職員一人ひとりの多様性を受入れ、ダイバーシティ&インクルージョンへの対応を一層強化することにより、すべての職員がモチベーション高く、いきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりにも努めました。

◇基盤Ⅴ「グループ・ガバナンス」

社外取締役4名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。

重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役会合宿を実施するなど、取締役会の運営の高度化に努めました。また、ガバナンスのさらなる透明性・客観性を図るため、社外取締役を1名増員し社外取締役比率を高めたほか、取締役会議長を社外取締役に変更しました。さらに、当行及び一部の主要なグループ会社においては、第三者専門機関による支援のもと、取締役会の実効性評価を実施しました。

グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置し、グループ統合的な経営管理体制を構築するとともに、「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行監査部による各社の固有業務を重点的に検証する監査により、各社固有のリスクについて各社の監査役との連携を図る態勢を整備したほか、グループ会社「事前協議・報告制度」に基づき、重要な業務執行等について、当行へ協議・報告を行うことによりグループ・ガバナンスの強化を図りました。

また、AI技術の積極的な活用を見据え、基本的な取組方針である「AIポリシー」及び「AIリスク管理規程」の制定を取締役会で決議し、AIリスク管理体制の構築を進めました。

さらに、中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

このほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などを通じて積極的な情報開示に努めました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

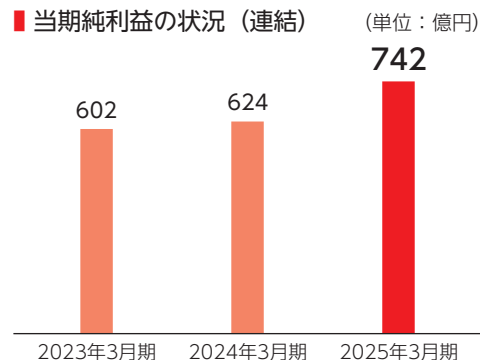
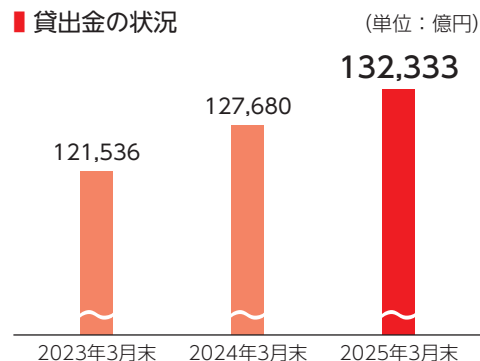
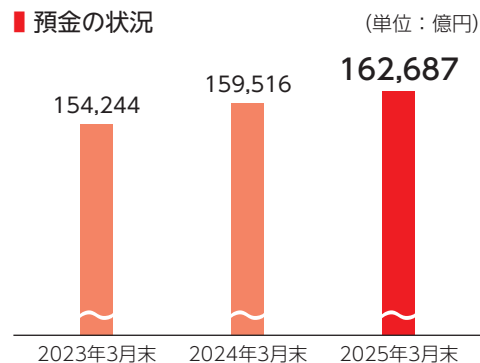
預金等 ▶ 預金につきましては、個人預金が前期末比1,847億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比3,171億円増加し、16兆2,687億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比37億円増加し、4,272億円となりました。

貸出金 ▶ 貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比4,653億円増加し、13兆2,333億円となりました。

特定取引 ▶ 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比40億円増加し、154億円、また特定取引負債は、前期末比31億円増加し、94億円となりました。

有価証券 ▶ 有価証券につきましては、期末残高は前期末比2,852億円増加し、3兆1,620億円となりました。

損益状況 ▶ 損益につきましては、預金及び貸出金の増加などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は1,050億25百万円、当期純利益は742億31百万円となりました。また、連結の経常利益は1,075億6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は742億59百万円となりました。



店舗 ▶ 店舗につきましては、エリア毎の特性を踏まえた店舗ネットワークの見直しを行い、当期末の営業所数は、本店のほか167支店（うち仮想店舗3か店）、14出張所、5特別出張所の合計187か店、店舗外現金自動設備は51,629箇所（うち自行の店舗外現金自動設備は234か所、セブン銀行との提携による共同ATMは26,089か所、イーネットとの提携による共同ATMは11,460か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは13,846か所）となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所2か所となっております。

④ 当行の対処すべき課題

◇ 行政処分等への対応・再発防止に向けた取組み

お客さまに安心して当行とお取引きただけよう、引き続き、業務改善報告書に基づく業務改善・再発防止に向けた取組み^{*1}を継続するとともに、パーパス・ビジョンの浸透を通じた「お客さま本位」の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を徹底してまいります。

パーパス・ビジョンの組織への浸透状況は、お客さま向けにはCX（カスタマーエクスペリエンス）調査^{*2}や、お客さまへの直接アンケートなどを通じて、従業員向けにはエンゲージメントサーベイやコンプライアンスアンケート、監査部によるテーマ別監査などを通じて、定量・定性面から多面的な調査・把握に努めています。

現在の浸透状況ですが、CX調査におけるCX指標（顧客満足度）が上昇傾向となっているとともに、エンゲージメントサーベイにおいてもパーパス・ビジョンへの肯定的回答割合が増加していることなどから組織への着実な浸透が見られています。この流れを一層強固にするため、各種調査結果をパーパス・ビジョン浸透PT（プロジェクトチーム）に集約し、さらなる改善につなげるなど、PDCAによる実効性向上に努めてまいります。

また、業務改善・再発防止の取組みでは、銀証連携ビジネスモデルの構築にも取り組んでおり、毎月開催している銀証連携検討委員会において議論を継続しています。総合的な金融サービスを地域の中でワンストップで提供することは地域金融機関としての役目の一つであり、これによりお客さまとの深いつながりを実現できると考えています。証券を含めたグループ全体で、総合的な金融サービスを提供することを通じて、お客さまの豊かなライフスタイルをサポートしてまいります。

当行グループは、不断の風化防止に努めるとともに、役職員一丸となって、お客さまや地域社会から信頼される金融機関グループとなることを目指してまいります。

※ 1 取組みの進捗状況については、P6「関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み」をご参照ください。

※ 2 顧客ロイヤルティ指標であるCX指標等の調査、CX指標は株式会社野村総合研究所のCXMM[®]に準拠しています。CXMM[®]は株式会社野村総合研究所の登録商標です。

(<https://www.nri.com/jp/service/solution/fis/cxmm>)

◇中期経営計画への取組み

物価上昇や人手不足の深刻化による国内経済の不透明感に加え、欧米における金融政策や米国による通商政策などに伴う国際情勢の急速な変化により、地域のお客さまを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。また、日本銀行の金融政策の見直しなどにより、国内の金利は上昇基調となっており、お客さまのみならず当行グループにとっても大きな転換点を迎えています。

こうした環境のなか、お客さまのニーズも多様化しており、それに対応する地域金融機関の果たすべき社会的使命はこれまで以上に大きくなっていると認識しています。

当行グループはこのような社会的使命をしっかりと果たしていくため、第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」で掲げる3つの基本方針「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」に加え、それを支える5つの価値創出の基盤「DX」「GX」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」への取組みを一層強化しています。

また、長期志向で「経済的価値」「社会的価値」のバランスの取れた経営を目指すサステナビリティ経営、特に社会的課題や環境課題への対応をグループ横断的に進めていきます。今年4月に新たに配置した「グループCSuO（最高サステナビリティ責任者）」や、こうした取組みを強化するための専担部署として新設した「サステナビリティ推進部」が中心となり、当行グループが地域のトランスフォーメーションを牽引し、スローガンとして掲げている「地域まるごとDX・GX・WX」の実現を目指していきます。

今後も、お客さま、株主の皆さま、職員など、当行グループに関わるすべてのステークホルダーの思いを実現できる地域社会を築いていくため、環境変化にも揺るがない盤石な事業ポートフォリオを構築し、地域とともに成長し続ける銀行グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	14,787,688	15,424,491	15,951,614	16,268,796
定 期 性 預 金	3,415,830	3,466,664	3,350,125	3,427,353
そ の 他	11,371,857	11,957,826	12,601,488	12,841,443
社 債	103,331	110,038	120,792	44,831
貸 出 金	11,691,342	12,153,618	12,768,009	13,233,344
個 人 向 け	3,997,946	4,089,597	4,213,987	4,312,341
中 小 企 業 向 け	5,452,736	5,781,563	6,115,109	6,381,581
そ の 他	2,240,659	2,282,456	2,438,911	2,539,421
特 定 取 引 資 産 (ト レー ディング 資 産)	129,876	151,783	11,345	15,414
特 定 取 引 負 債 (ト レー ディング 負 債)	2,396	8,740	6,276	9,435
有 価 証 券	2,463,245	2,554,340	2,876,803	3,162,013
国 債	163,323	284,858	420,373	688,891
そ の 他	2,299,922	2,269,482	2,456,429	2,473,121
総 資 産	19,003,157	19,680,697	21,212,100	21,530,580
内 国 為 替 取 扱 高	77,185,964	79,589,527	81,004,571	84,500,432
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 5,295	百万ドル 5,912	百万ドル 5,194	百万ドル 5,595
経 常 利 益	73,650	81,753	86,081	105,025
当 期 純 利 益	52,328	58,127	60,571	74,231
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	70円55銭	79円58銭	83円94銭	104円13銭
信 託 財 産	9,044	13,577	15,688	17,011
信 託 報 酬	115	122	93	84

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年度及び2022年度並びに2023年度の特定期取引資産（トレーディング資産）及び特定期取引負債（トレーディング負債）並びに総資産については、個別注記表に記載の会計方針の変更を遡及適用しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	236,092	278,377	310,742	362,179
経 常 利 益	78,827	86,983	90,262	107,506
親会社株主に帰属する当期純利益	54,498	60,276	62,440	74,259
純 資 産 額	1,059,091	1,061,115	1,181,503	1,145,190
総 資 産	19,096,712	19,778,005	21,308,721	21,631,292

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年度及び2022年度並びに2023年度の総資産については、連結注記表に記載の会計方針の変更を遡及適用しております。

3. 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	4,076人
平 均 年 齢	39年2月
平 均 勤 続 年 数	15年2月
平 均 給 与 月 額	461千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、執行役員15人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
千	葉	県	158	(17)
東	京	都	17	(2)
埼	玉	県	3	(一)
茨	城	県	4	(一)
大	阪	府	1	(一)
国	内	計	183	(19)
米		州	1	(一)
欧		州	1	(一)
ア	ジ	ア	2	(一)
海	外	計	4	(一)
合		計	187	(19)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

			当 年 度 末
両	替	出張所 (成 田 空 港)	3か所
海	外	駐 在 員 事 務 所	2か所
店	舗	外 現 金 自 動 設 備	51,629か所

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
新宿支店 新宿西法人営業所出張所	東京都新宿区西新宿 6 丁目14番 1 号
シンガポール支店	50 Raffles Place, #17-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623
秋葉原支店 京橋法人営業所出張所	東京都中央区京橋 2 丁目11番 6 号

(注) 2025年1月のシンガポール支店新設に伴い、2025年3月にシンガポール駐在員事務所を廃止いたしました。
このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設	
当行A T M	2か所
セブン銀行との提携による共同A T M	1,118か所
イーネットとの提携による共同A T M	140か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	526か所
○店舗外現金自動設備の廃止	
当行A T M	14か所
セブン銀行との提携による共同A T M	534か所
イーネットとの提携による共同A T M	304か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	221か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所 属 金 融 機 関 の 商 号 又 は 名 称
株式会社 武蔵野銀行

5. 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	10,615
---------------	--------

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ エ ア	4,251
事 務 機 器	514
営 業 店 施 設	1,181

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 総 武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管 理及び調度品・消耗品 等の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株 式 会 社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
エッジテクノロジー 株 式 会 社	東京都千代田区神田 美倉町7番1	AIアルゴリズム事業	98	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信 用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんカード 株 式 会 社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	100	48.49	—
ちばぎんリース 株 式 会 社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は6社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6 信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3 信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他13社、合計63社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びギンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。
13. ソニー銀行株式会社との間で、業務提携に関する「基本合意書」を締結しております。

7. 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組みの進捗状況については、P6「関東財務局による行政処分を踏まえた業務改善・再発防止に向けた取組み」をご参照ください。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
米 本 努	取締役頭取（代表取締役・グループCEO） 監査部、経営改善室 担当		
山 崎 清 美	取締役専務執行役員（代表取締役・グループCBO） 営業本部長 営業統括部、営業企画部、法人営業部、 経営承継コンサルティング部、地方創生 部、信託コンサルティング部、ローン営 業部、資産運用コンサルティング部、カ ード事業部、市場営業部、市場業務部 担当		
淡 路 睦	取締役専務執行役員（代表取締役・グル ープCSO・グループCDTO） 経営企画部、グループ戦略部、デジタル 戦略部、広報部、経営管理部 担当		
牧之瀬 孝	取締役常務執行役員（グループCHRO） 人材育成部、ダイバーシティ推進部、秘 書室 担当		
小 野 雅 康	取締役常務執行役員（グループCRO） 管理本部長 コンプライアンス・リスク統括部 担当		
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	横河電機株式会社取締役（社外取締役） コスモエネルギーホールディングス株式 会社取締役監査等委員（社外取締役）	
木 内 登 英	取締役（社外取締役）		
吉 澤 亮 二	取締役（社外取締役）		
福 尾 博 永	常勤監査役		
菊 地 和 博	常勤監査役（社外監査役）		
高 橋 経 一	常勤監査役（社外監査役）		
斎 藤 千 草	監査役		
高 橋 渡	監査役（社外監査役）		

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、取締役佐久間英利は任期満了により退任しております。
2. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英、吉澤亮二及び監査役菊地和博、高橋経一、高橋渡を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
小 高 信 和	常務執行役員 市場営業担当 市場営業部、市場業務部 担当
俣 木 洋 一	常務執行役員 県内営業担当 営業統括部、営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
泉 京 太	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部 担当
田 中 一 成	常務執行役員 (グループＣＩＯ) 事務企画部、システム部、業務集中部、事務サービス部 担当
三 上 幸 男	常務執行役員 県外営業担当 営業統括部、営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
杉 原 正 幸	常務執行役員 船橋支店長
宮 内 政 樹	常務執行役員 本店営業部長 兼 本店営業部幸町特別出張所長
長 岡 明 大	執行役員 営業統括部長
今 井 敦 司	執行役員 人材育成部長
江 下 亮	執行役員 経営企画部長
柴 田 秀 樹	執行役員 デジタル戦略部長
伊 藤 信 一	執行役員 法人営業部長
三 岡 弓 子	執行役員 事務サービス部長
古 本 賢 隆	執行役員 成田支店長
寺 内 亮 祐	執行役員 中央支店長 兼 京成駅前支店長
大 西 達 也	執行役員 グループ戦略部長
官 澤 太 郎	執行役員 特命担当
齊 藤 成	執行役員 東京営業部長

(注) 常務執行役員杉原正幸、執行役員長岡明大、江下亮は2025年3月31日をもって辞任しております。

2. 会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭としての固定基本報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、金銭としての固定基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。

金銭としての業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。

非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、当行の中期経営計画に定める業績目標達成及び当行の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給するものとする。固定株式報酬の付与数は、役位毎の責任の重さに応じて決定するものとし、業績連動株式報酬の付与数は、業績目標の達成度合いに応じて決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：固定株式報酬：業績連動株式報酬＝70：10：10：10とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

また、取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に對し報酬の受益権の没収（マルス）、返還請求（クローバック）ができる制度を設ける。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬 (非業績連動)	賞与 (業績連動)	非金銭報酬等 (非業績連動)
取 締 役	10人	344	277	25	40
監 査 役	5人	105	105	—	—
計	15人	449	382	25	40

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名を含んでおります。
3. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に對して、賞与を支給することとしております。賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は742億円となりました。
4. 非金銭報酬としての固定株式報酬及び業績連動株式報酬は、社外取締役を除く取締役に對して、譲渡制限付株式を交付することとしております。譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額140百万円以内、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年500,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役は4名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましても、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
7. 取締役会は、取締役頭取（代表取締役・グループCEO）米本努に對し各取締役の基本報酬、賞与及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

3. 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
田 島 優 子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高 山 靖 子	
木 内 登 英	
吉 澤 亮 二	
菊 地 和 博	
高 橋 経 一	
高 橋 渡	

4. 補償契約

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間において、当行の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田 島 優 子	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
高 山 靖 子	横河電機株式会社 取締役（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス 株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

2. 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田 島 優 子	9年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高 山 靖 子	9年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木 内 登 英	4年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
吉 澤 亮 二	9か月	社外取締役就任後開催の取締役会13回すべてに出席しております。	金融経済に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、格付アナリストとしての幅広い知見を基に、資本戦略やリスク管理等について適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
菊 地 和 博	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高 橋 経 一	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高 橋 渡	3年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第28条の規程に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が7回ありました。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	127	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数 2,500,000千株

発行済株式の総数 805,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当年度末株主数

41,309名

3. 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 108,056	% 15.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	40,707	5.75
日本生命保険相互会社	26,870	3.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	24,576	3.47
住友生命保険相互会社	18,302	2.58
明治安田生命保険相互会社	17,842	2.52
第一生命保険株式会社	16,219	2.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	15,099	2.13
損害保険ジャパン株式会社	14,037	1.98
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	11,069	1.56

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (98,132千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数（人）	譲渡制限付株式数（株数）
取締役（社外取締役を除く）	5	364,676
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）上記株式の数には、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式148,200株が含まれております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	98	（注2）（注3）（注4）
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 川 宏		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 楠 元 新 一		

- （注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。
なお、当該業務に係る報酬等は17百万円であります。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は130百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 補償契約

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

1. 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「千葉銀行グループの企業行動指針」や「役職員行動指針」を含む「コンプライアンス規程」を定め、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
 - ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。また、マネー・ローンダリング等を防止するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融及びその他経済制裁違反防止に関する基本規程」を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。
 - ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
- 二. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
- ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
- ヘ. お客さまの利益を不当に害することがないよう「顧客の保護及び利便の向上に関する基本規程」を制定し、利益相反を適切に管理する体制を整備する。
- ト. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

チ. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行グループ全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、当行グループのリスク管理体制を整備する。

ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的に当行グループのリスク管理に関する報告を受ける。

ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において当行グループの中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。

ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。

ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行グループ会社に対する管理方法等、グループ運営の基本的な枠組みを記載した「グループ会社管理規程」を定め、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するなど、一体的な管理体制を整備する。

ロ. 当行のグループ戦略部は各社を統括し、グループ会社業務所管部署は所管する各社に関する事項の企画・推進・支援並びにリスク管理を行い、グループ管理部署は所管する業務について各社横断的に管理する。さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、「事前協議・報告制度」に基づき、グループ戦略部を通じ当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員がグループ統括委員会、グループ推進会議等を通じて定期的に意見交換を行い、各社の経営状況の把握、管理・監督を強化する。

二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。

ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。

ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。

ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当行及び各社の役職員は、当行または各社に法令等の違反行為等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見し、または通報を受けたときは、直ちに監査役会または監査役に報告する。

ロ. 前項に関わらず、監査役会は必要に応じて、当行または各社の役職員に対して報告を求めることができる。

ハ. 監査役会に前項イ及びロの報告を行った当行または各社の役職員に対し、不利益な取扱いを行わないこととする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。当行グループは、「グループチーフオフィサー（CxO）制」を導入しており、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ統合的な経営管理体制を構築しております。「定時取締役会」を12回「臨時取締役会」を11回開催し、業績計画、人材戦略など重要な業務執行や中期経営計画の進捗状況の報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会の運営においては、取締役会実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役会合宿を実施しました。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計48回開催し、取締役の職務の執行に関する事項等を幅広く協議しております。なお、ガバナンスのさらなる透明性・客観性を図るため、2024年度から社外取締役を1名増員し社外取締役比率を高めたほか、取締役会議長を社外取締役に変更いたしました。（基本方針①、②、③、④）

② コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で年度毎に策定、「コンプライアンス委員会」を12回

開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローンドリング、テロ資金供与、拡散金融及びその他経済制裁違反防止対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。また、「ちばぎんグループコンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、グループ内外に設置している内部通報窓口の態勢整備を行い、通報者等への不利益な取扱いの禁止について継続的に周知するなど、通報者保護ルールを適切に運用しております。なお、業務改善命令への改善策は、パーパス・ビジョンをしっかりと組織に浸透・定着させることが全ての問題点に共通すると捉え、「エンゲージメントサーベイ」及び「コンプライアンスアンケート」を各2回実施し、各職員への浸透・定着度合いの検証と課題の発見・改善策の検討につなげております。また、監査において組織横断的に浸透・定着しているかを検証しているほか、業績表彰体系の見直しに係る営業店・本部ヒアリングを実施しています。また、監査部の活動状況について半期毎に経営会議、取締役会へ報告を継続し、コンプライアンスに関する監査を強化しました。(基本方針①イ〜ハ、チ)

③ リスク管理体制

当行グループは、足下のリスク認識を踏まえ、「リスクマップ」等を毎年見直しトップリスクの選定を行っております。2024年度は12のトップリスクを選定し、各トップリスクについて、各グループCxOがリスクオーナーとなり、アラームポイントの設定やアクションプランの作成を行い、適切に管理しました。また、「ALM委員会」「リスク管理委員会」等によりリスク毎の対応方針を協議したほか、AI技術の積極的な活用を見据え、基本的な取組方針である「ちばぎんグループAIポリシー」及び「AIリスク管理規程」の制定を取締役会で決議し、AIリスク管理体制の構築を進めております。被監査部門から独立した監査部が、本部、営業店及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査結果、指摘事項等を毎月「内部監査委員会」及び取締役会へ報告しているほか、監査部長は経営会議やその他の重要な委員会等にオブザーバー参加し、リスク管理に関する情報を収集し監査計画に反映するよう実効的な監査を実施しております。その他、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、及びサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取り締役会へ報告するとともに、より高度なサイバーリスク管理や各種セキュリティ対策を一層進めていく態勢を構築するためシステム部内に「サイバーセキュリティ管理室」を新設することを決定いたしました。危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施したほか、休日にATM全面障害が発生した場合に備えた初動にかかる通信訓練、大型台風襲来時を想定した風水害訓練を行いました。(基本方針③イ、ロ、二)

④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ統合的な経営管理体制としております。「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行監査部による監査の実施等に加え、グループ会社「事前協議・報告制度」に基づき、重要な業務執行等について、当行へ協議・報告を行うことなどにより、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。なお、当行監査部による各社の固有業務を重点的に検証する監査を開始し、各社固有のリスクについて各社の監査役との連携を図りながら、更に深掘りして検証する態勢を整備しております。各社の経営状況や諸課題を把握することを目的として「グループ統括委員会」を、銀行・グループ間のさらなる連携による相乗効果を発揮することを目的として「グループ推進会議」をそれぞれ2回開催しました。また、所管するグループ会社に関する事項の企画・推進・支援等を行う業務

所管部と、リスクや経営資源配分など所管する業務についてグループ横断的に管理するグループ管理部署を、「グループ戦略部」が統括し、グループ一体経営やグループ・ガバナンスの高度化を進めています。業務改善命令を踏まえ、グループ・ガバナンスの強化を図るため、CxOによる業務執行状況や課題認識に関して取締役会で報告したほか、当行執行役員とグループ会社職員との意見交換会の実施、当行の常勤監査役がグループ会社の役員に加え職員とも面談をするなど、一体的な管理を強化しました。また、当行と同様に業務改善命令を受けたちばざん証券監査部による監査結果について、当行の取締役会で報告したほか、一部の当行の監査部員をちばざん証券監査部兼務とし、態勢整備への直接関与を継続しております。(基本方針⑤)

⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の機関設計を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、支店への往査、本部における取締役・部長・職員との面談の実施に加え、グループ会社役員との面談やグループ監査役会議の頻度を上げることなどを通じ、グループ・ガバナンスの視点からも、客観的・合理的な監査を実施しました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、「内部監査委員会」にて監査部より監査結果等について定期的に直接報告を受ける仕組みの構築、三様監査連絡会等の開催などによる緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、業務執行者から独立した監査役室を設置し、監査役室長がこれらの役割を担い、監査役への迅速な報告、連絡及び緊密な連携を行っております。(基本方針①ト、③ハ、⑥、⑦、⑧)

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

1. 責任限定契約

該当事項はありません。

2. 補償契約

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

計算書類等

第119期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,236,671
現金	83,743
預け金	4,152,927
コールローン	448,130
債券貸借取引支払保証金	1,379
買入金銭債権	18,032
特定取引資産	15,414
商品有価証券	4,588
特定金融派生商品	10,826
有価証券	3,162,013
国債	688,891
地方債	258,474
社債	407,642
株式	317,899
その他の証券	1,489,104
貸出金	13,233,344
割引手形	5,660
手形貸付	173,250
証書貸付	12,028,665
当座貸越	1,025,767
外国為替	5,571
外国他店預け	4,186
取立外国為替	1,385
その他資産	252,791
前払費用	839
未収収益	21,305
先物取引差入証拠金	7,230
金融派生商品	121,308
金融商品等差入担保金	52,959
その他の資産	49,148
有形固定資産	118,680
建物	51,204
土地	59,077
建設仮勘定	2,992
その他の有形固定資産	5,405
無形固定資産	15,498
ソフトウェア	10,052
その他の無形固定資産	5,445
前払年金費用	26,107
支払承諾見返	22,454
貸倒引当金	△25,510
資産の部合計	21,530,580

科 目	金 額
負債の部	
預金	16,268,796
当座預金	313,534
普通預金	11,817,864
貯蓄預金	310,042
通知預金	3,330
定期預金	3,427,353
その他の預金	396,671
譲渡性預金	523,114
コールマネー	1,415,022
売現先勘定	50,565
債券貸借取引受入担保金	214,190
特定取引負債	9,435
売付商品債券	1,380
商品有価証券派生商品	3
特定金融派生商品	8,051
借用金	1,619,707
借入金	1,619,707
外国為替	845
外国他店借	16
売渡外国為替	78
未払外国為替	750
社債	44,831
信託勘定借	16,892
その他負債	258,863
未決済為替借	25
未払法人税等	15,835
未払費用	18,660
前受収益	3,454
先物取引差金勘定	2
金融派生商品	112,289
金融商品等受入担保金	59,122
資産除去債務	4
その他の負債	49,468
睡眠預金払戻損失引当金	421
ポイント引当金	649
繰延税金負債	21,279
再評価に係る繰延税金負債	10,688
支払承諾	22,454
負債の部合計	20,477,758
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
資本準備金	122,134
利益剰余金	767,280
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	716,350
固定資産圧縮積立金	347
別途積立金	645,971
繰越利益剰余金	70,032
自己株式	△75,104
株主資本合計	959,379
その他有価証券評価差額金	66,197
繰延ヘッジ損益	17,650
土地再評価差額金	9,594
評価・換算差額等合計	93,442
純資産の部合計	1,052,821
負債及び純資産の部合計	21,530,580

第119期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		328,347
資金運用収益	242,991	
貸出金利息	150,631	
有価証券利息配当金	65,742	
コールローン利息	8,626	
債券貸借取引受入利息	29	
預け金利息	12,269	
その他の受入利息	5,690	
信託報酬	84	
役務取引等収益	56,786	
受入為替手数料	7,153	
その他の役務収益	49,632	
特定取引収益	1,159	
商品有価証券収益	292	
特定金融派生商品収益	866	
その他の特定取引収益	0	
その他業務収益	5,472	
外国為替売買益	4,070	
国債等債券売却益	938	
金融派生商品収益	463	
その他経常収益	21,854	
償却債権取立益	1,665	
株式等売却益	19,637	
金銭の信託運用益	48	
その他の経常収益	502	
経常費用		223,322
資金調達費用	86,221	
預金利息	32,178	
譲渡性預金利息	9,298	
コールマネー利息	4,302	
売現先利息	2,543	
債券貸借取引支払利息	11,466	
借用金利息	2,513	
社債利息	1,443	
金利スワップ支払利息	17,099	
その他の支払利息	5,375	
役務取引等費用	26,057	
支払為替手数料	1,178	
その他の役務費用	24,878	
特定取引等費用	20	
特定取引有価証券費用	20	
その他業務費用	7,664	
国債等債券売却損	6,737	
国債等債券償却	926	
営業経費	89,711	
その他経常費用	13,646	
貸倒引当金繰入額	1,793	
貸出金償却	9,223	
株式等売却損	1,506	
株式等償却	0	
その他の経常費用	1,122	
経常利益		105,025

■ 招集ご通知

■ 事業報告

■ 計算書類等

■ 株主総会参考書類

第119期 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで) 損益計算書 (単位：百万円)

科 目	金 額	
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		655
固定資産処分損	450	
減損損失	204	
税引前当期純利益		104,375
法人税、住民税及び事業税	29,379	
法人税等調整額	763	
法人税等合計		30,143
当期純利益		74,231

第119期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,245,781
コールローン及び買入手形	448,130
債券貸借取引支払保証金	1,379
買入金銭債権	23,156
特定取引資産	16,496
金銭の信託	6,900
有価証券	3,178,969
貸出金	13,183,185
外国為替	5,571
その他資産	338,967
有形固定資産	125,295
建物	53,768
土地	62,067
建設仮勘定	2,992
その他の有形固定資産	6,467
無形固定資産	23,927
ソフトウェア	10,225
のれん	8,261
その他の無形固定資産	5,441
退職給付に係る資産	37,407
繰延税金資産	2,946
支払承諾見返	24,854
貸倒引当金	△31,675
資産の部合計	21,631,292

科 目	金 額
負債の部	
預金	16,251,921
譲渡性預金	463,414
コールマネー及び売渡手形	1,415,022
売現先勘定	50,565
債券貸借取引受入担保金	214,190
特定取引負債	9,435
借入金	1,637,445
外国為替	845
社債	44,831
信託勘定借	16,892
その他負債	314,202
退職給付に係る負債	605
役員退職慰労引当金	232
睡眠預金払戻損失引当金	421
ポイント引当金	693
特別法上の引当金	23
繰延税金負債	29,815
再評価に係る繰延税金負債	10,688
支払承諾	24,854
負債の部合計	20,486,102
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,134
利益剰余金	837,898
自己株式	△75,104
株主資本合計	1,029,997
その他有価証券評価差額金	80,195
繰延ヘッジ損益	17,650
土地再評価差額金	9,594
退職給付に係る調整累計額	7,752
その他の包括利益累計額合計	115,193
純資産の部合計	1,145,190
負債及び純資産の部合計	21,631,292

第119期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		362,179
資金運用収益	238,880	
貸出金利息	150,448	
有価証券利息配当金	61,733	
コールローン利息及び買入手形利息	8,626	
債券貸借取引受入利息	29	
預け金利息	12,299	
その他の受入利息	5,742	
信託報酬	84	
役務取引等収益	65,003	
特定取引収益	1,142	
その他業務収益	5,520	
その他経常収益	51,547	
償却債権取立益	1,715	
その他の経常収益	49,831	
経常費用		254,672
資金調達費用	86,263	
預金利息	32,171	
譲渡性預金利息	9,280	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,302	
売現先利息	2,543	
債券貸借取引支払利息	11,466	
借入金利息	2,576	
社債利息	1,443	
その他の支払利息	22,478	
役務取引等費用	24,431	
特定取引費用	20	
その他業務費用	7,664	
営業経費	96,761	
その他経常費用	39,530	
貸倒引当金繰入額	2,293	
その他の経常費用	37,237	
経常利益		107,506
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		686
固定資産処分損	454	
減損損失	232	
税金等調整前当期純利益		106,825
法人税、住民税及び事業税	31,619	
法人税等調整額	946	
法人税等合計		32,566
当期純利益		74,259
親会社株主に帰属する当期純利益		74,259

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社千葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 新 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社千葉銀行
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 新 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 なお、事業報告に記載のとおり、当行及びちばぎん証券株式会社は、業務改善報告書に基づき、その改善、再発防止に向けた取り組みを行っております。監査役会は、その取組状況について、引き続き注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	福 尾 博 永 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	菊 地 和 博 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	高 橋 経 一 ㊟
監 査 役	斎 藤 千 草 ㊟
監 査 役（社外監査役）	高 橋 渡 ㊟

以 上

ご参考：政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式の保有に関する基本方針

当行では、政策保有株式については、地域金融機関として投資先との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資する等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。

上場株式にかかる定量的な保有効果については、取引先等毎に預貸金からの収益や役務収益、配当収入から、株式に対するみなし引当や株式保有にかかる資本コストを控除し算出した指標等を用いて判断しております。取締役会は、保有意義の妥当性について毎年個別銘柄毎に経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通しを踏まえ、検証しております。

2. 当行が保有する政策保有株式の銘柄数の推移

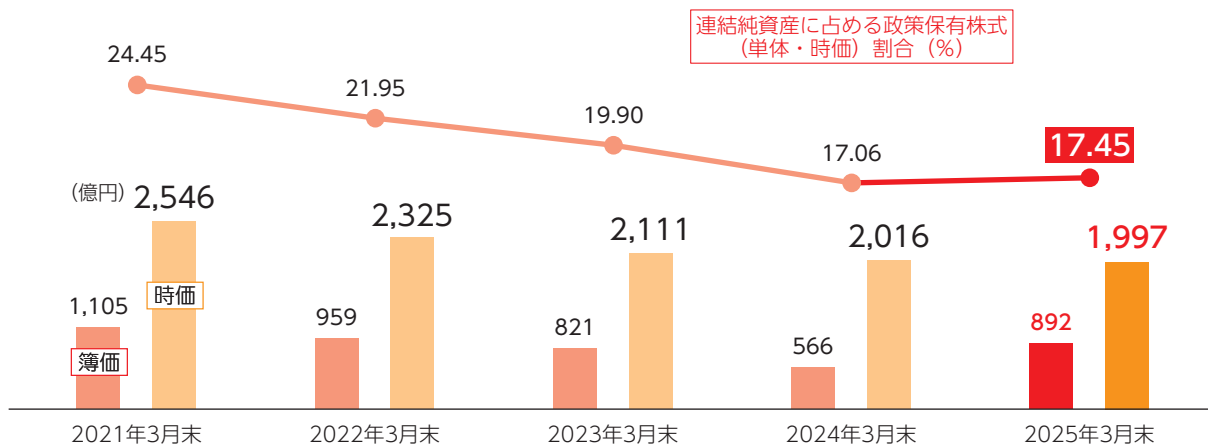
	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
保有株式銘柄数	306	285	265	241	234
うち上場株式	167	147	126	100	93
うち非上場株式	139	138	139	141	141

※直近5年間の当行（単体）の保有銘柄数の推移を示しております。

3. 当行が保有する政策保有株式（単体・時価）及び連結純資産に対する比率

2025年3月末時点で、政策保有目的で保有する株式（単体・時価）は1,997億円となり、これは連結純資産の17.45%となります。

当行では政策保有株式の具体的な縮減目標として、次期中期経営計画期間の終了時（2029年3月末）までに、株価上昇による時価変動にも注視しつつ、政策保有株式（単体・時価）の連結純資産に占める割合を15%未満とする方針です。



議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式 1 株につき金22円

総額15,562,538,794円

なお、昨年12月に中間配当金として18円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき40円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

1 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

35,000,000,000円

2 減少する剰余金の項目及びその額

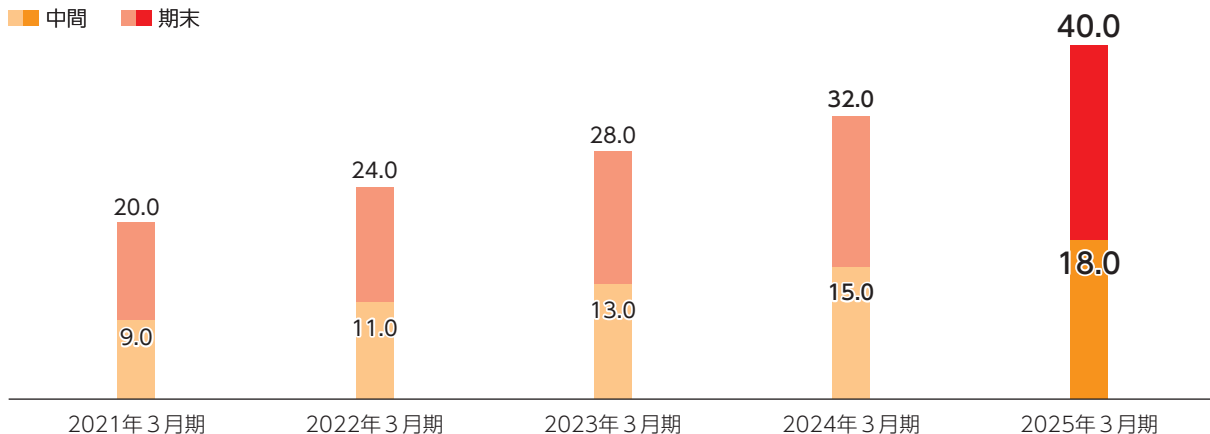
繰越利益剰余金

35,000,000,000円

■ 配当額の推移

■ 中間 ■ 期末

(単位：円)



第2号議案

取締役9名選任の件

取締役米本努、山崎清美、淡路睦、牧之瀬孝、小野雅康、田島優子、高山靖子、木内登英、吉澤亮二の9名は本総会終結の時をもって任期が満了しますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当行における地位		
1	よね 米	もと 本	つとむ 努	再 任	取締役頭取		
2	やま 山	ぎき 崎	きよ 清	み 美	再 任	取締役専務執行役員 兼営業本部長	
3	あわ 淡	じ 路	むつみ 睦	再 任	取締役専務執行役員		
4	まき 牧	の 之	せ 瀬	たかし 孝	再 任	取締役常務執行役員	
5	お 小	の 野	まさ 雅	やす 康	再 任	取締役常務執行役員 兼管理本部長	
6	たか 高	やま 山	やす 靖	こ 子	再 任	社外 独立	取締役（社外取締役）
7	き 木	うち 内	たか 登	ひで 英	再 任	社外 独立	取締役（社外取締役）
8	よし 吉	ざわ 澤	りょう 亮	じ 二	再 任	社外 独立	取締役（社外取締役）
9	なべ 鍋	しま 嶋	ま 麻	な 奈	新 任	社外 独立	—

社外

：社外取締役候補者

独立

：独立役員候補者



1964年7月9日生 男性
■ 所有する当行の株式の数
207,955株

1 米本 努

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4 月	当行入行	2020年 4 月	同取締役専務執行役員兼企画本部長
2016年 6 月	同執行役員 営業支援部長		グループCSO（最高企画責任者）・グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）
2017年 6 月	同取締役常務執行役員	2021年 4 月	同取締役専務執行役員
2018年 6 月	同取締役常務執行役員兼営業本部長 グループCBO（最高営業責任者）	2021年 6 月	同取締役頭取グループCOO（最高執行責任者）
2019年 6 月	同取締役専務執行役員兼企画本部長 グループCSO（最高企画責任者）	2023年 6 月	同取締役頭取グループCEO（最高経営責任者）（現任）

取締役候補者とした理由

2017年6月より取締役に就任、2021年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。



1964年12月22日生 男性
■ 所有する当行の株式の数
108,951株

2 山崎 清美

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2021年 4 月	同専務執行役員兼営業本部長
2018年 6 月	同執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長		グループCBO（最高営業責任者）
2019年 6 月	同執行役員（国内営業担当）	2021年 6 月	同取締役専務執行役員兼営業本部長グループCBO（最高営業責任者）（現任）
2020年 6 月	同常務執行役員本店営業部長 兼本店営業部幸町特別出張所長		

取締役候補者とした理由

中央支店長兼京成駅前支店長、本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長等を歴任したほか、2021年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。



1966年4月2日生 女性
 ■ 所有する当行の株式の数
 76,318株

3 あわ じ むつみ 淡路 睦

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4 月	当行入行	2023年 4 月	同取締役専務執行役員 グループCSO（最高企画責任者）、グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）
2019年 6 月	同執行役員 地方創生部長		
2020年 4 月	同執行役員 法人営業部長		
2021年 4 月	同常務執行役員 グループCHRO（最高人事責任者）	2025年 4 月	同取締役専務執行役員グループCSuO（最高サステナビリティ責任者）（現任）
2021年 6 月	同取締役常務執行役員 グループCHRO（最高人事責任者）		
2022年 4 月	同取締役常務執行役員 グループCDTO（最高デジタル・トランスフォーメーション責任者）、グループCHRO（最高人事責任者）		

取締役候補者とした理由

地方創生部長、法人営業部長等を歴任したほか、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。



1968年2月8日生 男性
 ■ 所有する当行の株式の数
 46,985株

4 まき の せ たかし 牧之瀬 孝

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4 月	当行入行	2023年 6 月	同取締役常務執行役員グループCHRO（最高人事責任者）
2018年 6 月	同経営企画部長		
2019年 4 月	同香港支店長	2025年 4 月	同取締役常務執行役員グループCSO（最高企画責任者）（現任）
2021年 4 月	同執行役員人材育成部長		
2023年 4 月	同常務執行役員グループCHRO（最高人事責任者）		

取締役候補者とした理由

経営企画部長、香港支店長、人材育成部長等を歴任したほか、2023年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。



1967年2月22日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
48,699株

5 おの まさ やす 小 野 雅 康

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2023年4月	当行常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2018年12月	同コンプライアンス部長	2023年6月	同取締役常務執行役員グループCRO（最高リスク管理責任者）
2019年6月	同執行役員 経営企画部長	2023年10月	同取締役常務執行役員兼管理本部長グループCRO（最高リスク管理責任者）（現任）
2020年10月	同執行役員 新事業担当		
2021年4月	同経営企画部兼人材育成部（地域商社事業統括）		
2021年5月	ちばぎん商店株式会社 取締役社長		

取締役候補者とした理由

コンプライアンス部長、経営企画部長、グループ子会社のちばぎん商店株式会社の取締役社長等を歴任したほか、2023年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者としたしました。



1958年3月8日生 女性
■ 所有する当行の株式の数
0株

6 高山靖子

再任 社外 独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4 月	株式会社資生堂入社	2015年 6 月	日本曹達株式会社 社外取締役
2006年 4 月	同お客さまセンター所長	2016年 6 月	三菱商事株式会社 社外監査役
2008年10月	同コンシューマーリレーション部長	2017年 6 月	横河電機株式会社 社外監査役
2009年 4 月	同お客さま・社会リレーション部長	2019年 6 月	コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2010年 4 月	同CSR部長	2024年 6 月	横河電機株式会社 社外取締役（現任）
2011年 6 月	同常勤監査役		
2015年 6 月	同顧問		
2015年 6 月	当行社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコーポレートガバナンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者いたしました。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。



1963年11月29日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

7 き うち たか ひで 木内 登英

再任

社外

独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4 月	株式会社野村総合研究所入社	2012年 7 月	日本銀行 政策委員会審議委員
2002年 6 月	同経済研究部 日本経済研究室長	2017年 7 月	株式会社野村総合研究所 エグゼクティブ・エコノミスト（現任）
2004年 6 月	野村證券株式会社 金融経済研究所調査部次長 兼 日本経済調査課長	2020年 6 月	当行社外取締役（現任）
2007年 6 月	同金融経済研究所 経済調査部長 兼 チーフエコノミスト		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木内登英氏は、株式会社野村総合研究所及び野村證券株式会社において、エコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員として金融政策の審議等を担った経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



1964年11月23日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

8

よし ざわ りょう じ
吉澤 亮二

再任

社外

独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4 月	株式会社足利銀行入行	2017年 4 月	同金融機関格付部シニア・ディレクター
1998年10月	西ドイツ州立銀行（West LB）入社	2023年11月	同金融機関格付部マネージング・ディレクター
2001年 5 月	スタンダード＆プアーズ（現S&Pグローバル・レーティング）入社	2024年 4 月	同退職
2004年 4 月	同金融機関格付部ディレクター（主席アナリスト）	2024年 6 月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング金融機関格付部マネージング・ディレクターとして、金融機関の信用力分析に従事したほか、分析面における社内の最高評議機関のメンバーとして全世界の銀行の格付水準及び分析手法を監督するなど高い専門性を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、長年、金融機関を比較分析してきた専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

独立性に関する補足説明

吉澤亮二氏は、S&Pグローバル・レーティング金融格付部においてマネージング・ディレクターを務めておられましたが、2024年4月に同社を退職しており、退職後は同社での業務運営に関与しておりません。また、同社と当行との間における2024年度の取引額は、同社の連結売上高の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。



1966年7月4日生 女性

■ 所有する当行の株式の数
0株

9

なべ しま

鍋嶋

ま な

麻奈

戸籍上の氏名： とこ い 床井 ま な 麻奈

新任

社外

独立

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年8月	シティバンク、エヌ・エイ東京支店入行	2020年1月	HiJoJo Partners株式会社執行役員営業部長
2000年10月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	2020年7月	デジタルグリッド株式会社バイスチェアマン（現任）
2015年1月	DBS銀行入社	2020年12月	株式会社和喜愛代表取締役（現任）
2016年8月	DBS証券株式会社代表取締役	2021年6月	株式会社ニチレイ社外取締役（現任）
2016年9月	DBS銀行在日代表		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鍋嶋麻奈氏は、米国の投資銀行での勤務を経て、大手外資系証券会社日本法人の初代代表取締役を務めたほか、複数の事業会社で役員を歴任するなど、金融全般及び会社経営に関する幅広い見識を有しています。その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、金融機関経営やその他の職務を通じて培った高度な専門性とグローバルな視野を兼ね備えており、その知識と経験を基に、取締役の職務執行に対する監督や助言をいただくことを期待したため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 高山靖子氏、木内登英氏、吉澤亮二氏、鍋嶋麻奈氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者4名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、高山靖子氏、木内登英氏、吉澤亮二氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。鍋嶋麻奈氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である高山靖子氏、木内登英氏、吉澤亮二氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。また、当行は、社外取締役候補者である鍋嶋麻奈氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役菊地和博、高橋経一、高橋渡は本総会終結の時をもって任期が満了しますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	たか はし のり かず 再 任 社外 独立 高橋 経 一	常勤監査役（社外監査役）
2	あな ざわ ゆき お 新 任 社外 独立 穴澤 幸 男	—
3	まつ おか ゆき こ 新 任 社外 独立 松岡 幸 子	—

社外

：社外監査役候補者

独立

：独立役員候補者



1961年7月29日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

1 高橋 経一

たか はし のり かず

再任 社外 独立

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1985年4月	日本銀行入行	2016年6月	同退職
2005年7月	同政策委員会室参事役	2016年6月	(公財) 金融情報システムセンター常務理事
2008年8月	同岡山支店長	2016年6月	(一社) 金融先物取引業協会監事
2012年5月	同発券局審議役	2021年6月	当行監査役(現任)
2013年11月	同仙台支店長		
2015年5月	同情報サービス局長		

監査役候補者とした理由

高橋経一氏は、日本銀行の支店長、情報サービス局長等の職務経験を通じて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としたしました。

同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。



1961年4月21日生 男性

■ 所有する当行の株式の数
0株

2 穴澤 幸男

あな ざわ ゆき お

新任 社外 独立

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1986年4月	千葉県庁入庁	2018年4月	同流通販売担当部長
2013年4月	同総務部管財課長	2020年4月	同農林水産部長
2014年4月	同総務部資産経営課長	2021年4月	同副知事
2015年4月	同総合企画部交通計画課長	2025年4月	同退職
2016年4月	同総務部総務課長		

監査役候補者とした理由

千葉県副知事等を歴任し培った豊富な行政等に関する見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としたしました。

独立性に関する補足説明

当行は、穴澤幸男氏が副知事を務めていた千葉県との間で指定金融機関としての取引や預金・貸出金等の取引があります。上記の取引は一般的な取引であること、当行の連結業務粗利益に占める利益の割合は1%未満であること等から、同氏の社外監査役としての独立性は十分に確保されています。



1968年7月7日生 女性

■ 所有する当行の株式の数
0株

3 まつ おか ゆき こ 松岡幸子

新任 社外 独立

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

1991年4月	中央新光監査法人入所	2019年3月	株式会社松岡経済経営研究所 代表取締役
2001年8月	公認会計士登録		
2013年10月	さかい税務会計入所	2022年6月	株式会社アートネイチャー社 外取締役（現任）
2017年1月	松岡幸子公認会計士事務所開 業（現任）		

監査役候補者とした理由

松岡幸子氏は、監査法人及び会計事務所での勤務を経て、公認会計事務所を開業した経験を持ち、その中で培った高度な専門知識と会計全般に関する幅広い見識を有しています。その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋経一氏、穴澤幸男氏、松岡幸子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 高橋経一氏、穴澤幸男氏、松岡幸子氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、高橋経一氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。穴澤幸男氏、松岡幸子氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
4. 当行は、社外監査役候補者である高橋経一氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。また、当行は、社外監査役候補者である穴澤幸男氏、松岡幸子氏の選任が承認された場合、各氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

＜ご参考＞当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ①当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ②当行の主要な取引先^(注3)またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている
コンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥当行の主要株主^(注4)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

ご参考：取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会第2号議案及び第3号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名/役職		 米本 努 取締役頭取 (代表取締役) グループCEO	 山崎 清美 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCBO 営業本部長	 淡路 睦 取締役専務執行役員 (代表取締役) グループCSuO	 牧之瀬 孝 取締役常務執行役員 グループCSO	 小野 雅康 取締役常務執行役員 グループCRO 管理本部長	 高山 靖子 取締役 (社外取締役、 取締役会議長)
取締役・監査役の専門性と経験	企業経営	●				●	
	財務／会計／金融	●	●	●	●	●	
	リスク管理／法務	●	●	●	●	●	●
	地域営業	●	●		●		
	国際／市場運用	●	●		●	●	
	IT／DX	●		●			
	サステナビリティ			●	●		●

※本一覧表は、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。
 ※各取締役と監査役の役職は本総会終結後の取締役会及び監査役会にて決議予定のものであります。

 木内 登英 取締役 (社外取締役、 指名・報酬・ 経営諮問委員長)	 吉澤 亮二 取締役 (社外取締役)	 鍋嶋 麻奈 取締役 (社外取締役)	 福尾 博永 常勤監査役	 斎藤 千草 常勤監査役	 高橋 経一 常勤監査役 (社外監査役)	 穴澤 幸男 非常勤監査役 (社外監査役)	 松岡 幸子 非常勤監査役 (社外監査役)
		●		●			
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
			●				
●	●	●			●		
●		●			●		
	●	●				●	

以上

株主総会 会場のご案内

場 所：千葉市中央区千葉港1番2号
当行本店3階大ホール



交通の ご案内

■ 京葉線	千葉みなと駅	から徒歩約 8 分
■ 京成千葉線	新千葉駅	から徒歩約 11 分
■ 千葉都市モノレール	市役所前駅	から徒歩約 8 分

お願い：会場内を全面禁煙としており、喫煙所はございません。ご理解、ご協力のほど
お願い申し上げます。

